

傷病手当金と他制度の給付の関係について

傷病手当金を受給している方が、老齢年金や障害厚生年金等を受けられる場合は、傷病手当金は支給されません。また労災に該当し休業補償給付を受けられる場合も、健康保険の傷病手当金は受給できません。

老齢年金を受けられる方

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢厚生年金、老齢基礎年金を受けられる場合は、傷病手当金は支給されません。
※老齢厚生年金等の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、差額のみが支給されます。
【健康保険法第108条第5項】

障害厚生年金等を受けられる方

傷病手当金と同じ病気・ケガで障害厚生年金または障害手当金の支給を受けられる場合は、傷病手当金は支給されません。
※障害厚生年金の額（同時に障害基礎年金も受けられる場合はその合計額）の360分の1が傷病手当金の日額より低いときはその差額が支給されます。
【健康保険法第108条第3項】
※障害手当金を受給する場合は、傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するまで傷病手当金は支給されません。【健康保険法第108条第4項】

CASE.1 傷病手当金の日額より年金の日額が多い場合

傷病手当金は支給されません

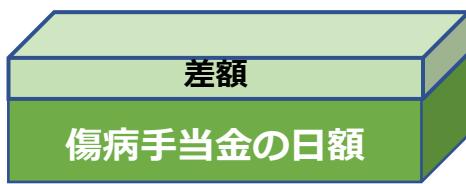


≤



CASE.2 傷病手当金の日額が年金の日額より多い場合

差額のみが支給されます



>



CASE.3 労災の休業補償給付を受ける場合

傷病手当金は支給されません
(業務上の病気・ケガは健康保険の給付の対象外です)



傷病手当金を受給した期間について、遡って老齢年金・障害厚生年金等を受給できることとなった場合、また労災に該当し休業補償給付を受給できることとなった場合は、重複する期間の傷病手当金を返還していただくことになります（振込手数料等はご本人様の負担となります）。

老齢年金・障害厚生年金等を請求した場合や受給することとなった場合、また労災に該当することとなった場合は、必ず東京都電機健康保険組合までご連絡ください。

担当 保険給付課 TEL03-3834-7214

※電機健保では加入者の皆様への公平・公正な保険給付を目的として、傷病手当金受給者の年金受給状況等の確認を定期的に行っております。



東京都電機健康保険組合